

○久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則

平成22年3月23日

規則第120号

改正 平成26年4月23日規則第25号

平成27年2月23日規則第5号

平成28年3月31日規則第37号

平成29年2月17日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例（平成22年久喜市条例第138号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(超重症心身障害児)

第2条 条例第2条第1項第6号に規定する超重症心身障害児は、重症心身障害児のうち、運動機能が座位までであって、かつ、別表の各項目に規定する状態が6か月以上継続する場合で、各項目の点数合計が25点以上となるものとする。

2 前項に規定する重症心身障害児は、肢体不自由に係る障害の程度が身体障害者手帳1級又は2級に該当する20歳未満のもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）による療育手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が（A）又はAに該当するもの

(2) 障害の程度が最重度又は重度であると児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長が判定した者

(申請)

第3条 条例第3条第2項の規定する受給資格の認定を受けようとする者は、在宅重度心身障害者手当支給申請書（様式第1号）に住民票の写し及び市区町村長の発行する住民税非課税証明書等（以下「確認資料」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市が保有する個人情報から当該在宅重度心身障害者の確認資料の情報を得ることについて同意したときは、確認資料の添付を省略することができる。

(認定及び通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査を行い、支給の可否を決定し、申請者に対して在宅重度心身障害者手当支給決定通知書（様式第2号）又は在宅重度心身障害者手当支給停止通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(停止の審査等)

第5条 条例第2条第2項第2号に規定する手当の支給を停止する者の審査は、毎年8月に行い、その結果を在宅重度心身障害者手当支給停止通知書により通知するものとする。

2 前項に規定する審査結果は、その年の8月分から翌年7月分までの手当の支給に適用するものとする。

3 第3条の規定による申請時における条例第2条第2項第2号の審査は、1月2日から7月1日までの申請にあつては、前々年の所得により行い、7月2日から翌年1月1日までの申請にあつては、前年の所得により行うものとする。

4 条例第7条に規定する届出は、在宅重度心身障害者手当所得状況届（様式第4号）に確認資料を添えて、毎年6月1日から6月30日までに行わなければならない。ただし、あらかじめ、市が保有する個人情報から当該受給者の確認資料の情報を得ることについて同意しているときは、この届出を省略することができる。

5 第1項及び第3項の課税状況の審査は、様式第1号の個人情報使用同意書欄の同意に基づく課税台帳の確認又は在宅重度心身障害者手当所得状況届により行うものとする。

（変更の届出）

第6条 条例第3条第1項に規定する受給資格に変更を生じた者又はその保護者は、在宅重度心身障害者手当受給資格変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（喪失の届出等）

第7条 条例第4条第2項の規定による届出は、在宅重度心身障害者手当受給資格喪失届（様式第6号）による。

2 条例第4条第1項第3号の規定に該当する場合、受給資格を喪失した月以前の月分に係る手当で、その者に支払われていない手当があるときは、手当を受けようとする者（受給者の配偶者又は扶養義務者で、受給者の死亡当時受給者と生計を同じくしていたもの）が在宅重度心身障害者手当未支給手当請求書（様式第7号）を提出しなければならない。

（喪失の通知）

第8条 市長は、条例第4条第2項の規定による届出があつたときは、届出人等に対して在宅重度心身障害者手当受給資格喪失通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（支給時期）

第9条 手当は、毎年度、9月、3月の2期に分けて支給する。ただし、受給者が年度の途中において受給資格を喪失した場合等においては、随時支給することができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則（昭和55年久喜市規則第11号）、菖蒲町在宅心身障害者手当支給条例施行規則（昭和54年菖蒲町規則第10号）、栗橋町在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則（昭和61年栗橋町規則第3号）、鷺宮町在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則（昭和55年鷺宮町規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年4月23日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年2月23日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第37号）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の久喜市市民参加条例施行規則様式第9号、久喜市市民活動推進条例施行規則様式第2号及び様式第5号、久喜市生活保護法施行細則様式第11号（裏）、様式第12号（裏）及び様式第13号（裏）、久喜市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則様式第20号、様式第21号及び様式第22号、久喜市助産施設及び母子生活支援施設への入所に関する規則様式第7号及び様式第9号（裏）、久喜市老人福祉法施行細則様式第9号、様式第10号、様式第11号及び様式第14号、久喜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則様式第3号、様式第5号、様式第8号、様式第10号から様式第13号までの規定、様式第17号、様式第19号、様式第20号、様式第26号、様式第28号、様式第29号、様式第30号の3、様式第31号、様式第34号、様式第35号の2、様式第36号、様式第37号、様式第38号の2、様式第39号、様式第43号及び様式第45号、久喜市身体障害者福祉法施行細則様式第10号及び様式第11号、久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則様式第2号、様式第3号及び様式第8号、久喜市知的障害者福祉法施行細則様式第3号、様式第4号、様式第6号から様式第9号までの規定、様式第13号、様式第17号から様式第19号までの規定、様式第21号及び様式第22号、久喜市介護保険条例施行規則様式第27号、様式第28号及び様式第32号、久喜市一般小口資金融資に関

する規則様式第4号、久喜市特別小口資金融資に関する規則様式第4号、久喜市中小企業近代化資金融資に関する規則様式第4号、久喜市菖蒲文化会館条例施行規則様式第9号（裏）及び様式第11号（裏）、久喜市栗橋文化会館条例施行規則様式第9号（裏）、様式第11号（裏）及び様式第13号（裏）、久喜市空き地の環境保全に関する条例施行規則様式第4号、様式第6号、様式第8号及び様式第9号（裏）、久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則様式第14号及び様式第15号、久喜市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則様式第6号、久喜市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例施行規則様式第3号、様式第6号及び様式第7号、久喜市墓地、埋葬等に関する条例施行規則様式第4号から様式第9号までの規定、久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例施行規則様式第2号、様式第3号、様式第10号、様式第11号及び様式第15号、久喜市土地区画整理事業における清算金の徴収及び交付に関する規則様式第9号、久喜市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則様式第4号、様式第5号、様式第7号、様式第9号、様式第10号、様式第12号、様式第13号、様式第18号及び様式第21号、久喜市専用水道事務取扱規則様式第4号、久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則様式第3号、様式第6号及び様式第7号、久喜市企業誘致条例施行規則様式第9号（裏）、様式第10号（裏）及び様式第11号（裏）、久喜市人事事務取扱規則様式第4号、久喜市路上喫煙の防止に関する条例施行規則様式第3号、久喜市空き家等の適正管理に関する条例施行規則様式第7号（裏）、久喜市障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の支給に関する規則様式第2号、様式第5号、様式第7号から様式第9号までの規定、様式第13号、様式第15号、様式第16号及び様式第18号、久喜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく計画相談支援及び児童福祉法に基づく障害児相談支援に関する規則様式第3号及び様式第6号並びに久喜市母子保健法施行細則様式第4号、様式第6号及び様式第12号は、この規則の施行の日以後にされる処分について適用し、同日前にされた処分については、なお従前の例による。

附 則（平成29年2月17日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則の規定は平成28年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

項目	点数
1 レスピレーター管理※1	10点

2	気管内挿管・気管切開	8点
3	鼻咽頭エアウェイ	5点
4	O ₂ 吸入又はSpO ₂ 90%以下の状態が10%以上	5点
5	1回/時間以上頻回の吸引	8点
	6回/日以上頻回の吸引	3点
6	ネブライザー 6回/日以上又は継続使用	3点
7	IVH	10点
8	経口摂取（全介助）※2	3点
	経管（経鼻・胃ろう含む）※2	5点
9	腸ろう・腸管栄養※2	8点
	持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）	3点
10	手術・服薬にても改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回/日以上	3点
11	継続する透析（腹膜灌流を含む）	10点
12	定期導尿（3回/日以上）※3	5点
13	人工肛門	5点
14	体位変換 6回/日以上	3点

※1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは、レスピレーター管理に含む。

※2 8、9は経口摂取、経管、腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択。

※3 人工膀胱を含む。

様式第1号(第3条関係)

在宅重度心身障害者手当支給申請書

年 月 日

久喜市長 あて

〒
住所
届出者 氏名
対象者との続柄
連絡先

下記のとおり久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例による手当の支給を受けたいので申請します。

記

対 象 者	住 所						
	氏 名						
	生年月日	年		月		日	
	障 が い の 状 況	身体障害者手帳	都道府県		第		号
		表による級別	1級・2級・3級		第1種		第2種
		再認定	無・有		(年 月 日)		
	療育手帳	都道府県		第		号	
障害の程度(総合判定)	㊤		A		B		
合併障害							
再判定	無・有		(年 月 日)				
施設入所 入院	精神障害者保健福祉手帳	都道府県		第		号	
	障害等級	1級		交付日		年 月 日	
	有効期限	年 月 日					
施設入所	在 宅 ・ 入 所 ()						
入 院	在 宅 ・ 入 院 ()						
振 込 先	金融機関名	銀行・信用金庫・組合					本・支店
	口座種別	普通・当座	口座番号				
	ふりがな						
	口座名義人						
備 考							

個人情報使用同意欄

私は、手当受給のために、対象者及びその世帯全員同意のもと、久喜市が保有する個人情報を得ること及びその他官公署に照会することに、同意します・同意しません。(いずれかに○を付けてください。)

なお、同意した場合で、今後同意を取り消す場合は、久喜市長に届出いたします。

また、同意しない場合は、住民票の写し(発行日から3箇月以内のもの)及び前年の所得についての住民税課税・非課税証明書等を添付します。

様式第2号（第4条関係）

第 年 月 号
年 月 日

在宅重度心身障害者手当支給決定通知書

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のあった在宅重度心身障害者手当の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 支給

支給開始年月日 年 月 日

手 当 額 月額 円

※注意事項

- (1) 住民税課税状況調査は、毎年行います。なお、年度途中で住民税の修正申告を行い課税から非課税又は非課税から課税に変わった場合は、必ずご連絡ください。
- (2) 特別養護老人ホーム等に入所（介護老人保健施設は除く）した場合は、必ずご連絡ください。

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、久喜市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号（第4条、第5条関係）

第 年 月 号
年 月 日

在宅重度心身障害者手当支給停止通知書

久喜市長



年 月 日付けで申請のあった在宅重度心身障害者手当の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 氏 名
- 2 住 所
- 3 支給停止理由
- 4 支給停止開始時期

※注意事項

- (1) 住民税課税状況調査は、毎年行います。なお、年度途中で住民税の修正申告を行い課税から非課税又は非課税から課税に変わった場合は、必ずご連絡ください。
- (2) 次回以降、再度支給停止の場合は本通知でお知らせしますが、支給が開始される場合は、本通知は送付されません。
- (3) 特別養護老人ホーム等に入所（介護老人保健施設は除く）した場合は、必ずご連絡ください。

教 示

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、久喜市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。
ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号(第5条関係)

在宅重度心身障害者手当所得状況届

年 月 日

久喜市長 あて

届出者 〒
住 所
氏 名
対象者との続柄
連絡先

下記のとおり相違ありませんので届出ます。

記

ふりがな		生年月日	年 月 日
対象者氏名			
住 所	〒		
年における住民税課税の有無	有 (課税) ・ 無 (非課税)		

※この所得状況届には、住民票の写し(発行日から3箇月以内のもの)及び前年の所得についての住民税非課税証明書等を添付してください。

様式第5号(第6条関係)

在宅重度心身障害者手当受給資格変更届

年 月 日

久喜市長 あて

届出者 下
住 所
氏 名
対象者との続柄
連絡先

次のとおり在宅重度心身障害者手当受給資格が変更になりましたので届出ます。

ふりがな		生年月日	年 月 日
対象者氏名			
変 更 事 項	1 氏名	変 更 前	
	2 住所		
	3 手帳		
	4 預金通帳	変 更 後	
	5 その他 ()		
上記の変更事項が発生した日			年 月 日

様式第6号(第7条関係)

在宅重度心身障害者手当受給資格喪失届

年 月 日

久喜市長 あて

届出者 下
住 所
氏 名
対象者との続柄
連絡先

下記のとおり在宅重度心身障害者手当の受給資格がなくなりましたので届出ます。

記

ふりがな		生年月日	年 月 日
対象者氏名			
喪失事由	1 対象者が死亡した 2 対象者が他の市町村に転出した (転出先住所) 3 障がいの程度が該当しなくなった 4 施設に入所した (施設名) 5 その他 ()		
発生日		年 月 日	
備 考			

様式第7号(第7条関係)

在宅重度心身障害者手当未支給手当請求書

対象者	住所 氏名 死亡 年 月 日
請求者又は 届出者	住所 氏名

対象者に支給していた在宅重度心身障害者手当を次の口座に振替えていただくよう請求します。

振込先	銀行・信用金庫・組合		本・支店								
	口座種別	普通・当座	口座番号								
	ふりがな										
	口座名義人										

※振込先のわかる写しを添付してください。

※以下は記入しないでください。

担当者 確認欄	未支払期間	年 月 分～ 年 月 分
	未支払金額	円

在宅重度心身障害者手当受給資格喪失通知書

氏 名	
住 所	
受給資格が なくなった理由	
受給資格が なくなった日	年 月 日

上記のとおり在宅重度心身障害者手当受給資格がなくなりましたので、通知します。

久喜市長



教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、久喜市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条、第5条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第7条関係)

様式第8号 (第8条関係)